

議案第39号

大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市水道事業給水条例及び大田原市下水道条例の一部を改正する条例

(大田原市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 大田原市水道事業給水条例(昭和41年条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(工事の施行) 第12条 <u>工事の設計及び施行は、申込によって管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者(以下「指定工事業者」という。)が行うものとする。ただし、災害その他非常の場合であって、管理者が必要と認めるときは、この限りでない(他の市町村の水道事業管理者から同項の指定を受けた者に限る。)</u> 。 2 <u>指定工事業者は、工事を施行しようとするときは、管理者の設計審査において承認された設計に基づき、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</u>	(工事の施行) 第12条 <u>工事の設計及び施行は、申込によって管理者又は管理者が法第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)が行う。ただし、指定工事業者が給水装置工事を施行しようとするときは、管理者の設計審査において承認された設計に基づき、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</u> (新設)

3 _____ 指定工事業者は、工事を施行するときは、使用材料及び工事について、工事着手前に管理者の検査を受けなければならない。

4～7 (略)

(工事材料)

第13条 前条第3項の工事に使用する材料は、日本産業規格又は法第16条に定める性能基準に適合したもの及び管理者が指定するものを使用しなければならない。

(大田原市下水道条例の一部改正)

第2条 大田原市下水道条例(昭和57年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)
(排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が別に定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した排水設備指定工事店が行うものとする。 <u>ただし、災害その他非常の場合であって、管理者が必要と認めるときは、この限りでない(他の市町村の下水道事業管理者から本市と同等の指定を受けた者に限る。)</u> 。	(排水設備等の工事の実施) 第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が別に定めるところにより、管理者が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した排水設備指定工事店が行うものとする。_____ _____ _____
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 前項本文の場合において、指定工事業者は、工事を施行するときは、使用材料及び工事について、工事着手前に管理者の検査を受けなければならない。

3～6 (略)

(工事材料)

第13条 前条第2項の工事に使用する材料は、日本産業規格又は法第16条に定める性能基準に適合したもの及び管理者が指定するものを使用しなければならない。